

議案第 28 号

山陽小野田市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定
について

山陽小野田市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように
定める。

平成 27 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年
法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、教育長の職務に専念する
義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ
市長の承認を得て、職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 教育長の教養を目的とする講習会、講演会その他これらに類するもので
あって、国、地方公共団体の機関その他公共的団体が行うものに参加する
場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 職務に関連する国、地方公共団体の機関その他公共的団体の職を兼ね、
その職務に従事する場合
- (4) 市行政の運営上その地位を兼ねることが必要と認められる団体の地位を
兼ね、その職務に従事する場合
- (5) 国、地方公共団体の機関その他公共的団体から依頼を受けて、職務に関
連する講演、講義等を行う場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定に基づき、なお従前の例により在職するものとされた教育長が在職する間における当該教育長の職務に専念する義務の特例については、この条例の規定は適用せず、山陽小野田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第41号）の規定を適用する。